

令和 7 年度

国土交通省関係
予備費使用の概要
(9月2日閣議決定)

国土交通省

国土交通省関係 予備費使用概要 (9月2日閣議決定)

令和7年度予備費使用については、

○令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨により
災害を受けた道路・海岸・港湾について、国（権限代行含む）が施行する災害復旧
事業に要する経費

○令和7年8月6日からの大雨により災害を受けた道路について国が施行する災害復
旧事業に要する経費

を計上。

予備費使用額

120億円

○令和6年能登半島地震及び

令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨

107億円

○令和7年8月6日からの大雨

12億円

(注) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において
合計とは一致しない場合がある。

※ 公は公共事業関係費である。

○令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨

(1) 道路災害復旧事業

公 国費 5,139 百万円

令和6年能登半島地震により被災した、能越自動車道（権限代行区間含む）及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨等により被災した、国道249号沿岸部（権限代行区間）における本格復旧に向けた災害復旧事業を実施。

(2) 海岸災害復旧事業

公 国費 504 百万円

国の権限代行により、災害復旧工事中の石川県^{すずし}珠洲市の宝立^{ほうりゅうしょういん}正院海岸について、湧水の発生や海浜地形の変化による追加対策が必要となった箇所へ費用を措置し、切れ目のない復旧を実施。

(3) 港湾災害復旧事業

公 国費 5,098 百万円

七尾港^{ななおこう}及び金沢港^{かなざわこう}の国有港湾施設の岸壁のほか、大規模災害からの復興に関する法律に基づく国の権限代行により本格的な復旧を実施中の七尾港^{ななおこう}、小木港^{おぎこう}、輪島港^{わじまこう}の岸壁、物揚場、泊地について、資材や労働者不足に対応した工法変更等に必要な事業費を確保し、切れ目のない災害復旧を実施。

○令和7年8月6日からの大雨

(1) 道路災害復旧事業

公 国費 1,223 百万円

令和7年8月6日から的大雨により被災した、国が管理する国道10号（鹿児島県^{あいらし}始良市等）、国道57号（熊本県^{うきし}宇城市）等4路線において、土砂流入や路肩崩落箇所等の復旧を実施。

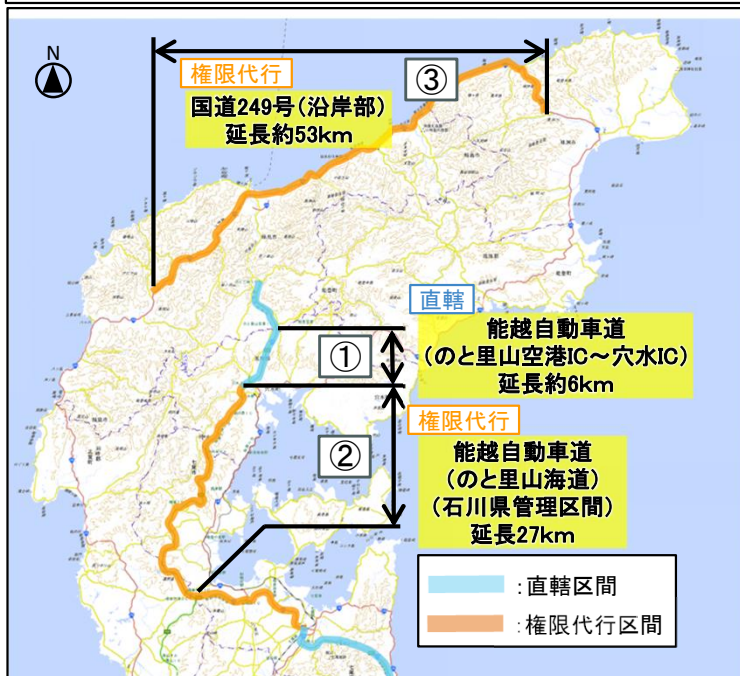
事業別内訳

(単位：百万円)

事業名	国費
○令和6年能登半島地震及び 令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨 道路災害復旧事業	
直轄	
能越自動車道（石川県輪島市等）	500
直轄（権限代行事業）	
のと里山海道（石川県七尾市等）	2,700
一般国道249号（石川県珠洲市等）	1,940
海岸災害復旧事業	
直轄（権限代行事業）	
宝立正院海岸（石川県珠洲市）	504
港湾災害復旧事業	
直轄	
七尾港（石川県七尾市）	962
金沢港（石川県金沢市）	1,738
直轄（権限代行事業）	
七尾港（石川県七尾市）	1,097
小木港（石川県能登町）	858
輪島港（石川県輪島市）	443
○令和7年8月6日からの大雨 道路災害復旧事業	
直轄	
一般国道9号（山口県下関市）	8
一般国道191号（山口県阿武町）	105
一般国道10号（鹿児島県始良市等）	980
一般国道57号（熊本県宇城市）	129

○令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨
(1)道路災害復旧事業

○令和6年能登半島地震により被災した、能越自動車道(権限代行区間含む)及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨等により被災した、国道249号沿岸部(権限代行区間)における本格復旧に向けた災害復旧事業を実施。



【権限代行】

②能越自動車道(のと里山海道)
(石川県管理区間)

盛土崩落箇所における本格復旧工事を実施



【直轄】

①能越自動車道(のと里山空港IC～穴水IC)

橋梁の本格復旧工事を実施



③国道249号(沿岸部)千枚田工区

法面崩落箇所における本復旧工事を実施



③国道249号(沿岸部)中屋トンネル工区

本格復旧工事を推進するための調査設計を実施



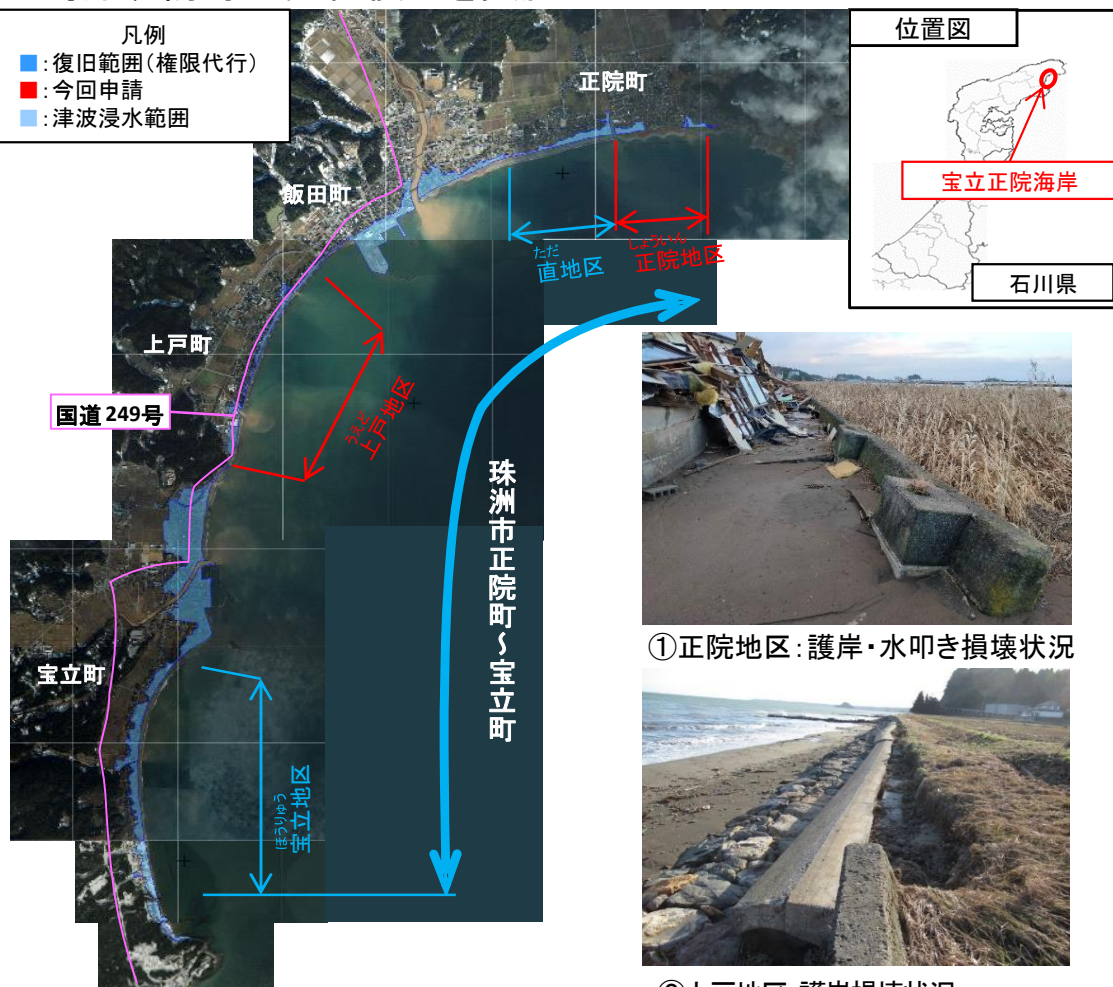
(2) 海岸災害復旧事業

○令和6年1月に発生した能登半島地震により、大規模な津波浸水や海岸保全施設への甚大な損傷が発生した石川県珠洲市の宝立正院海岸において、損傷した海岸堤防等を国の権限代行により災害復旧を実施。

○復旧工事が進む中で、湧水の発生や海浜地形の変化による追加対策が必要となった箇所へ費用を措置し、切れ目のない復旧を実施。

宝立正院海岸

海岸堤防等の災害復旧を実施

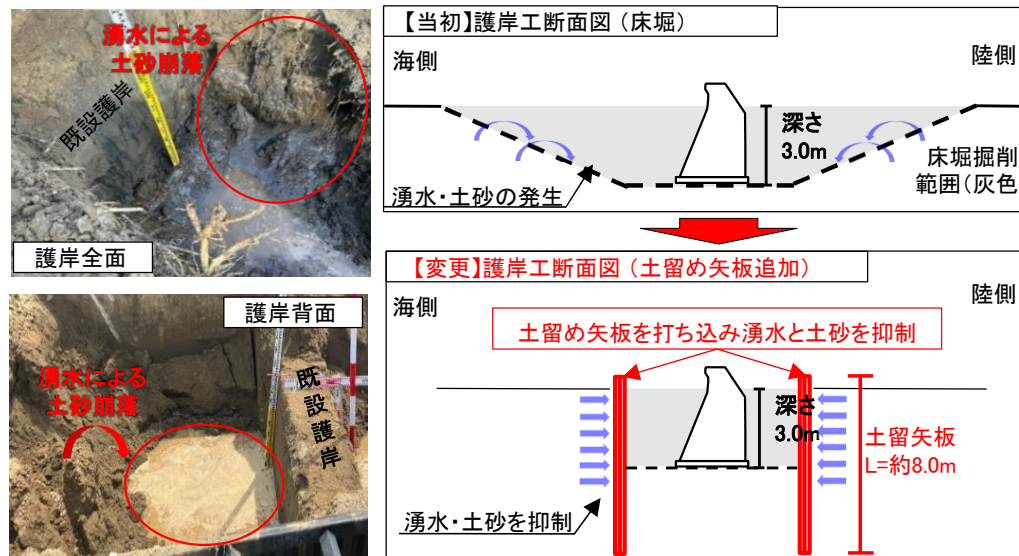


①正院地区: 護岸・水叩き損壊状況

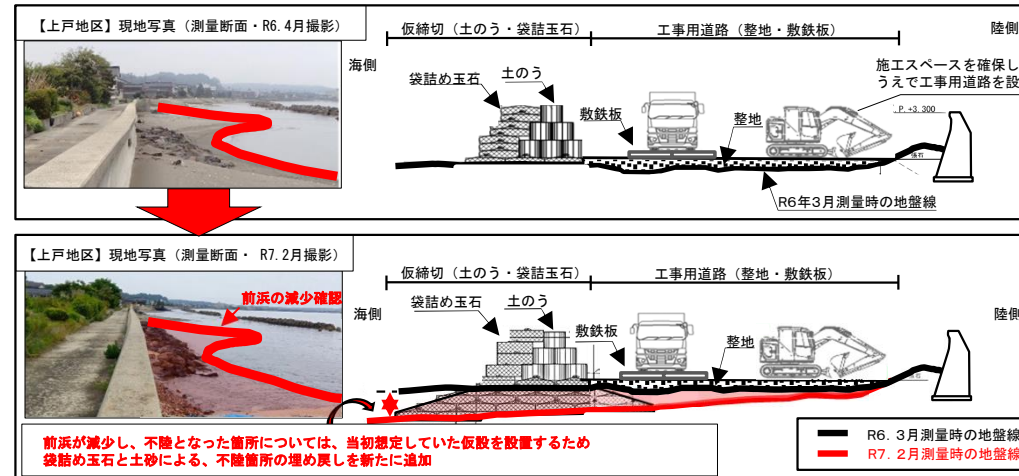


②上戸地区: 護岸損壊状況

■湧水の発生による止水対策の追加 (正院地区、上戸地区)



■海浜地形の変化(地盤沈降)に伴う仮設道路工の変更 (上戸地区)



(3) 港湾災害復旧事業

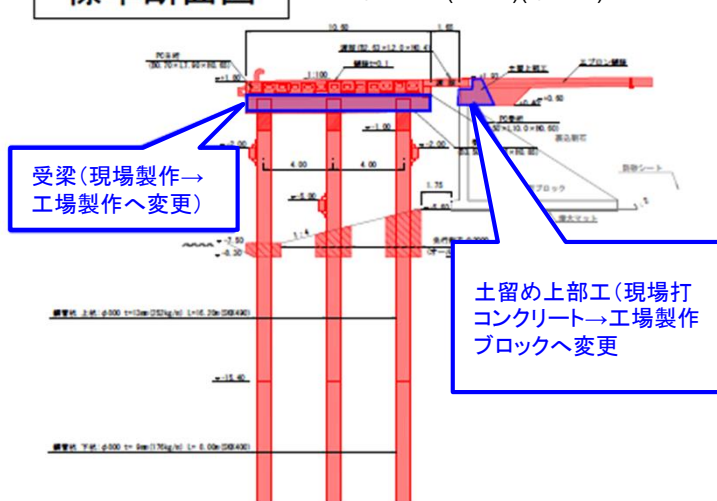
- 能登半島地震により被災した能登半島地域に存する七尾港、輪島港を始めとする港湾において、現在、国による本格的な災害復旧工事を実施している。
- 港湾以外の事業においても、国・県・市の復旧工事の進捗により建設資材等の需給が逼迫し、一部の港湾では生コンクリートの調達や施工に必要な人員確保が困難になっており、遠方の工場で製作されたコンクリートブロックを使用するとともに、港湾工事に必要な石材を全国から調達して工事を進めている。
- 工事進捗を計画通り進めるため、緊急的に必要な事業費を確保し、切れ目のない災害復旧事業を実施する。

七尾港、金沢港等の事例

【資材や労働者不足に対応した工法変更による事業費の増大】

標準断面図

矢田新さん橋(-7.5m)(第一西)



一般的な現場打ちコンクリート施工



工場製作ブロック設置による施工



輪島港の事例

【石材の広域調達による事業費の増大】

漁船だまり・マリンタウン岸壁泊地の土砂を受入



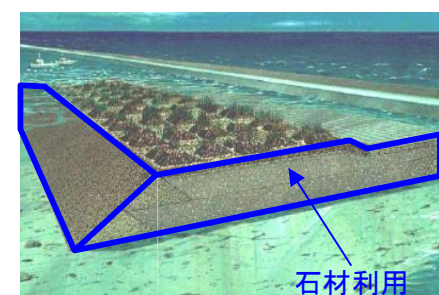
港内浚渫土砂の受入場の整備において大量の石材を利用

石材調達の事例(一部抜粋)

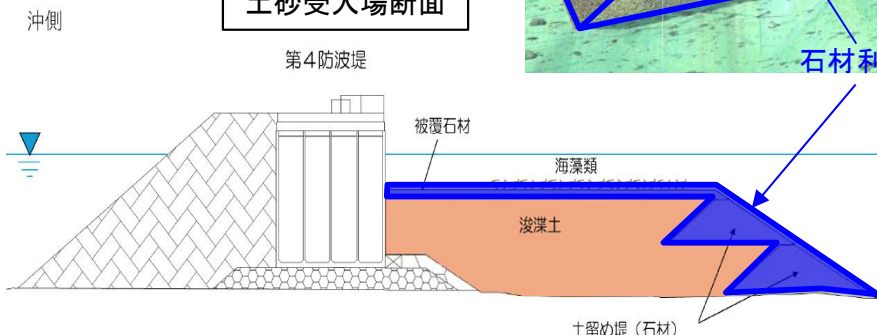
産地	積出港
北海道伊達市	室蘭港
秋田県男鹿市	船川港
愛媛県今治市	吉海港
長崎県南松浦郡	神浦港

受入港
輪島港

土砂受入場イメージ



土砂受入場断面



○令和7年8月6日からの大雨により被災した、国が管理する国道10号(鹿児島県始良市等)、国道57号(熊本県宇城市)等4路線において、土砂流入や路肩崩落箇所等の復旧を実施。



①国道10号(鹿児島県始良市加治木町日木山)
土砂流入箇所における本格復旧工事を実施



②国道10号(鹿児島県霧島市隼人町野久美田)
路肩崩落箇所における本格復旧工事を実施



③国道10号(鹿児島県始良市加治木町本町)
橋台背面等の洗掘箇所の応急復旧工事を実施



④国道57号(熊本県宇城市三角町)
土砂流入箇所における本格復旧工事を実施

